

《 災害共済給付制度のQ&A 》

(1) 給付の対象は？

- 学校の管理下で発生した災害で医療機関を受診した場合が対象となります。
また、受診した際に保険診療(3割負担)で **1500 円以上かかったもの**が対象です。
それ未満は対象になりません。

(2) 学校の管理下とはどんなときですか？

- 授業中・休み時間など学校にいるとき、決められた通学路を通して通学するとき、学校行事で課外学習を行っているとき等です。



(3) 給付を受けるための手続き(申請)はどこでしますか？

- **申請は学校が行います。**
ただし、医療機関と保護者が記入する書類があります。
医療機関を受診する前に、保健室から申請書類をもらって下さい。
書類がお手元に届きましたら、医療機関、保護者が記入する書類をそれぞれ記入し、学校への提出をお願いします。

(4) 給付金はどのようにもらいますか？

- 申請をしてから約2~3ヶ月後、申請した口座に振り込まれます。

(5) 給付金はどのくらいもらえますか？

- **保険診療(3割負担)で支払った金額+医療費全体の1割が支払われます。**
例) 保険診療(医療費全体の3割負担)で3000円支払った場合
3000円(医療費全体の3割)+1000円(医療費全体の1割)
計4000円が給付されることになります。
つまり、支払った金額+αが手元に戻ります。

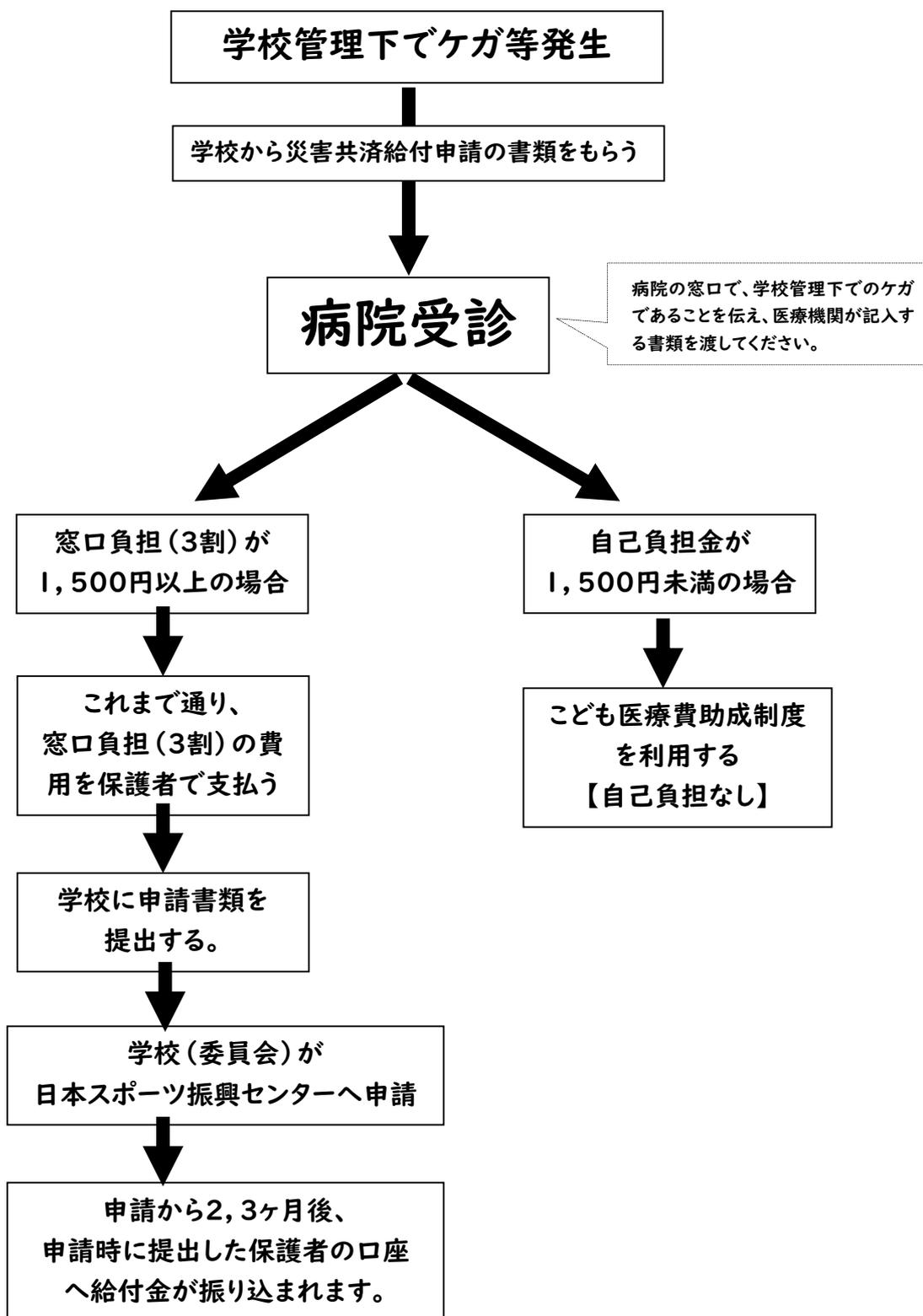
(6) 病院を受診してから1年ぐらい経ってしまいました。まだ申請できますか？

- **申請できます。**
給付金の支払い請求の時効は2年間です。ただし、申請の事務手続きを含めて2年間です。申請はお早めをお願いします。

(7) 「こども医療費助成制度」と重複して申請はできますか。

- **重複して申請はできません。**
学校管理下での災害は、スポーツ振興センター災害給付制度の利用が優先されます。
こども医療費助成制度と重複して利用することができません。
※ 病院の窓口で学校管理下での災害(ケガ)であることを伝えて、これまでどおり保険診療(3割負担)で支払いをした上で、災害共済給付金の申請を行うことになります。
※ ただし、支払いが1,500円未満の場合は、「こども医療費助成制度」のご利用をお願いします。

【学校管理下でのケガ等発生時の対応について】



ご不明な点がございましたら、
担当までご連絡下さい。
担当：宮古島市立久松中学校
養護教諭 平良 諭子
電話：0980-72-3247